

岩手県告示第455号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定 機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般財団法人日本建築総合試験所	事務所の所在地（追加）		東京都港区西新橋一丁目 5番8号	令和7年7月1日